

## 平成25年度第1回白井市環境審議会会議録（概要）

1. 開催日時 平成26年1月30日（木）午前10時3分から午前11時56分まで
2. 開催場所 白井市役所3階第2会議室
3. 出席者 辻川会長、長谷川委員、村上委員、宇津野副会長、藤田委員、新堀委員、原委員、青木委員、寺園委員、市川委員、一の倉委員、河合委員、秋井委員
4. 欠席者 倉阪委員
5. 出席者 白井市長 伊澤 史夫 事務局：環境建設部長 小林 道長、環境課長 藤咲 克己、環境課環境保全班 副主幹 武藤 善勇、主査 小名木 秀和
6. 傍聴者 なし
7. 議題
  - ① 白井市第2次環境基本計画の進捗状況について（報告）（公開）
  - ② 白井市地球温暖化防止対策実行計画の進捗状況について（報告）（公開）
  - ③ 白井市除染実施計画の進捗状況について（報告）（公開）
8. 配布資料
  - ① 白井市第2次環境基本計画の進捗状況について（報告）（公開）
    - ・省資源・省エネルギー推進事業の取組み状況について
    - ・環境指標に基づく目標値の進捗状況について
  - ② 白井市地球温暖化防止対策実行計画の進捗状況について（報告）（公開）
  - ③ 白井市除染実施計画の進捗状況について（報告）（公開）
9. 議事

事務局 河井委員がまだ到着しておりませんが、定刻を過ぎましたので、ただ今より平成25年度第1回白井市環境審議会を開催します。

本日は第1回会議のため、会長・副会長の選出が行われるまでの間、事務局で議事の進行を進めさせていただきます。

私は、環境課環境保全班 武藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、倉阪委員より、都合により欠席のご連絡を頂いております。

会議の前に、事前に送付した会議資料を確認させていただきます。

順番に題名を読み上げますので、まず平成25年度第1回白井市環境審議会次第、報告関係の資料として、（1）白井市第2次環境基本計画の進捗状況について①省資源・省エネルギー推進事業の取組み状況について、②環境指標に基づく目標値の進捗状況について、（2）白井市地球温暖化防止対策実行計画

の進捗状況について、（３）白井市除染実施計画の進捗状況について、となります。

念のためご確認をお願いします。委員の皆さん、会議資料はよろしいですか。それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。

次第２．委嘱状の交付をさせていただきます。

委嘱状の交付につきましては、第１回環境審議会の際に交付させていただきますので、よろしくお願いします。

なお、広報担当職員が写真撮影を行いますので、予めご了承願います。

名前を順番にお呼びいたしますので、自席にてご起立をお願いします。

辻川 毅様、長谷川 雅美様、村上 雅彦様、宇津野 和俊様、藤田 均様、新堀 昌邦様、原 慶雄様、青木 悠二様、寺園 直美様、市川 温子様、一の倉 千枝子様、秋井 邦夫様。

続きまして、次第３．伊澤市長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

市長 （挨拶）

事務局 ありがとうございます。次に、事務局職員より順番に自己紹介を行います。

事務局 （自己紹介）

事務局 本日は初めての会議でございますので、各委員から自己紹介をお願いします。辻川委員より順番をお願いします。

委員 （自己紹介）

事務局 ありがとうございます。次に、次第４．役員を選出を行います。

（１）会長及び副会長の選出を行います。

現在、環境審議会の会長及び副会長は不在となっております。

環境審議会規則第２条の規定により、会長及び副会長は委員の互選によるものとされております。どなたか、ご意見等がありますか。

委員 環境に関する学識や経験等を考慮して、前回と引続き、会長を辻川委員に、副会長を宇津野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 ただ今のご意見につきまして、よろしければ皆さんから拍手を頂きたいと思えます。

委員 （拍手）

事務局 ありがとうございます。それでは辻川委員を会長に、宇津野委員を副会長に選出したいと思います。今後とも、よろしくお願いします。

ここで、会長及び副会長から、一言ご挨拶を頂ければと思います。

辻川会長よりお願いします。

会長 （挨拶）

副会長 （挨拶）

事務局 ありがとうございます。それでは、辻川会長には会長席に移動して頂きたいと思えます。

ここで、市長は他の公務の関係により、途中ですが退席となります。

ご了承願います。

それでは、これより会議の進行を環境審議会規則第3条の規定により、辻川会長にお願いいたします。

議事進行につきまして、よろしく願います。

会長 それでは、会議の進行を務めますので、委員の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

今後、市長からの諮問については、皆さんと十分に審議していきたいと思えます。

本日の会議は、概ね正午を目安に終了を予定しておりますので、よろしく願います。

それでは、白井市の審議会規則等の会議の公開指針がございます。本日の審議会も公開の方向で、公開の原則にのっとりまして、検討していきたいと思えます。この会議を公開としてよろしいかどうか、皆さんの御意見を頂きたいと思えますが。

委員 異議なし。

会長 異議なしということで、傍聴者があれば公開したいと思えます。事務局より、よろしく願いたたいと思えます。

事務局 本日、傍聴者の方はございません。

会長 傍聴者はございませんので、このまま会議を継続していきたいと思えます。

それでは、役員の選出で2番目でございます白井市廃棄物減量等推進審議会から当環境審議会に対しまして、委員の推薦を1名お願いしたいということでございますので、皆さんの御意見はございますか。1名選出したいと思えますので、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 (選出内容について説明)

会長 ただ今、説明がありましたように前例ですと、会長に一任してやっておりますが、皆さんいかがでしょうか。

委員 (拍手)

会長 それでは、私の一任で皆さんの御了解を頂きましたので、指名させて頂きたいと思えます。よろしく願います。できれば、新堀さん、環境審議会の代表として廃棄物減量等推進審議会委員に委員としてお願いしたいのですが、いかがでございましょうか。

委員 はい。

会長 よろしければ、皆さん、拍手をお願いいたします。

委員 (拍手)

会長 それでは、新堀さんに環境審議会からの選出委員として、よろしく願いたたいと思えます。ありがとうございます。

次に、次第5. 報告です。本日は報告事項が3件ございます。この報告事項につきまして、検討していきたいと思えます。

まず、第2次環境基本計画の進捗状況について、事務局から御説明を資料に

基づいて、お願いしたいと思います。

事務局 (配布資料により説明)

会長 続いて、環境指標に基づく目標値の進捗状況についても御説明願います。

事務局 (配布資料により説明)

会長 ありがとうございます。皆さんには、この資料は事前にお配りしておりますので、少しは目を通して頂いたと思います。ただ今、事務局から御説明ございました内容につきまして、意見交換あるいは質疑応答等させて頂きたいと思っております。御発言がある方は挙手をお願いして。はい、どうぞ。

委員 先程の説明で、昨年度と比べてという説明が何回も出ていましたけれど、昨年度はこの資料の中には載っていない数字ということですよ。

会長 ②環境指標に基づく目標値の進捗状況について、ですか。

委員 そうですね。

会長 平成22年度と27年度目標と24年末の実績ですので、昨年度とは。

委員 資料に載っていない数字ですよ。

会長 事務局、はいどうぞ。

事務局 今、委員さんにお配りしている目標値の進捗状況資料の中については、記載はございません。この環境基本計画に基づく目標値の進捗状況につきましては、毎年度環境審議会の際に資料としてお出ししておりますので、昨年度の資料からの引用という形で、御説明し対応したところでございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 全体的には、全部に言えるかと思いますが、まず②の1、これにつきまして、平成22年度と27年度の目標値は一緒ですが、これらは必ず減っていくことが、これを策定した時点で分かっていると思います。私の考えでは、住宅がどんどん増えていけば農用地が住宅になっていくとか、樹林地が住宅になっていくことは読めていると思いますけど。それを何故読んでいないのかと。白井市ではこういう所が住宅になることが、環境課の方は分からなかったのか。

会長 目標値の設定がおかしいのではないのか、ということですね。

委員 はい。そのあたりについて、ちょっと御説明をお願いしたい。

会長 その辺の見解について、環境課よりポイントの説明を。平成27年度の目標に対してですね。

委員 どうやって査定したのか、目標値を。

会長 はい、どうぞ。

事務局 農用地の面積と樹林地の面積等につきましては、一応、現状値の数字がございます。それに伴い、担当部署と合わせまして、環境基本計画策定委員会の方々と数回にわたり会議を開きました。この目標数値については、いろいろあるかも分かりませんが、現状維持の数字です。例を出しますと、平成27年度まで現状値の数字を一応目標値としておきましようとした話し合いの中で合意という形もありました。ですから、それと合わせまして、市としても現状値に持っていくような施策について、今後検討していくことで環境基本計画の中で施策

という形で計上しているところでございます。

委員  
会長  
事務局  
委員  
会長  
委員

分かりました。

あくまで、目標数値はそのまま実績にしたものです。

はい。

分かりました。

よろしいですか。どうぞ。

環境指標に基づく環境目標の4番です。生き物の環境を守ろうで、オオハクチョウはよろしいのですが、オオタカが出ているのです。一昨日の朝日新聞の朝刊に、野田市がコウノトリを多摩動物園から2羽譲渡されて、卵が2つ、2羽生まれたということです。今後、各市町村でコウノトリを繁殖させるという記事が載っていました。白井市には来ているのか、そこまで分かりませんが、あの記事が載っている以上は、今後コウノトリを育成することは考えられるのかと思いますが。この点については、いかがでございましょうか。

会長  
事務局

どうぞ。

野田市が事務局でやっております関東コウノトリ協議会には、白井市も参画させて頂いております。ですから、一応そのイベントや取り組みについては、白井市においても参加してございますので、協力体制は取っていく方向ではおります。

委員

大ごとな話が出ましたので、ちょっと。私、関東エコロジカル・ネットワークのコウノトリを指標としたエコロジカル・ネットワーク形成の事業の中で、野生の生息環境整備のための部会で座長をしていますが、今、事務局から話があったように、白井市も自治体フォーラムの中に参加されていることが、一つ評価できることであります。

それから、飼育、繁殖に関しては、移譲に文化庁との調整とか難しいことがあるので、いきなり白井市で飼育をすることは難しいかもしれませんが、近隣でどんどん野生化していったコウノトリの子供たちが、白井市の田園地帯で生育できるようにという視点はとても大事なので、御指摘のあったことは、農用地の面積とか、そういった樹林地の面積の中で、そういった点を目標として入れていくと。コウノトリも、野生で生活できる場所を白井市の中でも作っていきましようというのは、自治体フォーラムの中に参加している点から、今後、考えて頂けたら良いのではないかと思います。

会長  
会長  
委員

ありがとうございます。積極的にやっっていこうと。

その他、ありますか。

ナンバー3のすがすがしい空気や静けさを守ろうの一番下に、公害苦情件数などは削減の視点ですが、参考までに大体上位3番目位までの公害の苦情は、どのようなものがあるのか、教えて頂けますか。

会長  
事務局

事務局より、どうぞ。

苦情の件数につきましては、詳細は今こちらで確認を取りますが、主なものとしましては、野焼き、悪臭、騒音関係でございます。件数の順番とか詳細は、

すみません。今確認しますので、少しお待ちください。

会長  
委員  
会長  
委員

上位3番目までは、この3つ位ということで。

ありがとうございます。

どうぞ。

個別のことよりも、資料をこういう形に作って頂けたら良いという点でコメントさせて頂きたいですけど。環境指標に基づく目標値の進捗状況については、それぞれ数値目標が上がっています。その数値目標達成のために、少ない予算の中で市の施策として、どこにどれだけの予算を投入して、この目標達成のために努力しているのかという視点で、対比したものを示して頂けると良いと思います。樹林地面積等について、例えば先程御指摘のあった農用地や樹林地面積に対しても、これは予算措置をして出来るものではないから、規制とか許認可のことでやっている訳ですよ。そういうときに、許認可の基準とかを厳しくしているのかどうか。この目標値の達成のために、環境行政の中でどういう施策を実際にやっていて、予算を立てるのはどれなのかと。予算を使ったけど、効果が上がらなかったのはこれですと。そういう部分が、評価の道筋が見えるような資料作りは、とても大事だと思います。そうでないと、これだけ見て、私たちはクレームだけみたい言い方になってしまうので、その辺は工夫して頂けると非常に良いと思います。

会長

ただ今、御意見が出ましたが、そのような方向性を検討して頂けるのか。その辺について、ちょっと事務局からお願いします。

事務局

今の御意見に対しては、市としてもある程度のことは可能ですし、第2次環境基本計画がございまして、実践行動という形で市の取り組み等を定めております。それに沿って、各事業を達成したとかやっておりますので、そのような状況も踏まえながら、入れさせて頂ければと思います。

委員

日頃、行政の現場では、行政の方々はそのようなことがすぐ頭に入るから、この資料を見れば分かると思いますが、私達はいつもそれを見ている訳ではないので。

事務局

あと一つ予算と言いますと、先程もありますけど、数字だけで判断されるものもありますので、それは難しい部分がありますけど、取り組みは取り組みとしての実践行動について、それで評価させて頂いた形でよろしくをお願いします。

会長

数字で出来るものは出来るということですね。全部は無理かと思いますが、やはり市民の方が分かるような形で考えてください。

事務局

分かりました。

会長

どうぞ。

委員

遅れてきて、すみません。まずはお詫び申し上げます。この1番の農用地、樹林地、この問題ですけど、私は実際活動を行っていきまして、実態はもっとこの数字以上の耕作放棄地とか、遊休農地が増えております。これから、まだまだ増える状況がございまして。それで、私どもは再生活動をやっていますけれど、問題はその再生したものを有効に活用するための具体的な行政の方の役割です

か、このような役割をこのような方法で、それを有効に活用する方法を行政の方でなければ出来ない部分が結構ある。そのようなところを一応示して頂いて、出来る範囲のところから一步踏み出すと。そのような施策を是非お願いしたいと実感しております。

ただ、我々がきれいにして再生しても、その後の活用が有効活用になりますと、そこが一番問題です。我々がそれを維持しながらやっていますが、そこからもう一步踏み出せないところがあります。だから、そこが行政の役割ですか、あまり大きなことを言いましても予算とかいろいろな関係がございますけれど、このような方法で一つ、一步進めるんだと。そのような道筋を示すのが、やはり行政の方の役割だと考えております。

会長 再生地の有効活用につきまして、環境課だけでは出来ない面もあるかと思いますが、その辺について市の行政としてどのようにされるのか。

委員 出来ることから、一步踏み出す。それが一番大事なことです。

会長 横の繋がりで、やって頂きたいことだと思いますけど、それに対するコメントは。

事務局 やはり、第2次環境基本計画策定の際にも各委員さんから指摘等があり、ただ今、委員さんからも出されたことは計画内容に入っております。それについて、市の取り組みとしては一応入れてありますので、担当部署と連絡を取りまして、一步でも進んでいるものがあれば、また会議の際に報告等をして、御意見については担当課に持ち帰らせて頂きます。

会長 追加資料、また配付して頂いたら良いですね。

事務局 先程、委員さんからの質問に対し詳細が分かりました。苦情件数の関係で、改めてご説明します。まず一番多いのが野焼き、悪臭、振動となっております。

会長 件数は大体どのくらいですか。

事務局 野焼きが34件、悪臭関係で27件、振動関係で20件です。

委員 地域的な特徴はありますか。

事務局 野焼きにつきましては、ほとんどが住宅地と隣接している農地等で、全て住宅地に接していることによる悪臭と思われますし、野焼きと思われます。

会長 ありがとうございます。その他は。

委員 9番でございます。郷土の歴史や文化を生かそうと、最初に史跡や名所、自然をめぐる散策コースの設定数が、平成22年から27年まで大体似通ったところでした。昨年、プライベートで申し訳ないですが、八王子に父や母のお墓があるので、高田馬場から西武線に乗って行きました。そうしたら、東京都の桜上水、ここに見事な水が流れている。この周りの木が10メートル間隔で埋まっていて、柵もあって、道が2メートル位ですか。両脇にあります、春になると、そこが新緑と桜です。非常に綺麗です。やはり、何年か経って、あのようになりましたが、白井市にもそのような計画、例えば神崎川の周りは、見て頂くと分かるように、地方の河川、そのような感じがします。そこを整備して、2メートル位の道路を作って、桜の木を植えて、10年後には満開の桜を市民

が歩いて見られる。そのようなところが必要ではないのかと思います。現在、今井の桜といっても、あそこまで歩いて行ったら、とてもじゃないですけど、市民があそこまでは車でないと行けません。しかし、車でも置くところがありません。そのような意味合いで、市内のところにそのようなことを、農政課と協議して、10年計画でお作りになったらいかがでございましょうか。当然、神崎川は、白井市の飲み水の原料でございまして。これが、栄町まで流れて、栄町から綺麗な水にして、こちらの方に上がってきます。今の状況ですと、そのままやってしまうと、白井市は取り残される。やはり、10年後の白井市をイメージすれば、当然環境にも優しい、人の心を動かすことで、是非整備して頂きたいと思います。いかがでございましょうか。

会長 要望として、要するに散策コースを整備しよう。どうぞ。

事務局 今、委員さんの意見として、住民意識調査等の中にもそのような要望等が出ておりますので、関係部署とその点については、声としては届いていると思います。それについて、こちらの回答は頂いておりませんが、そのような要望等については、既に頂いているのは確かでございます。

会長 予算の関係もありますけど、是非積極的な御検討をお願いします。ということが、委員の御意見だと思いますので、よろしくをお願いします。どうぞ。

事務局 職務上、道路、河川を担当しております、一言、言わせて頂きますけど、市内の神崎川、二重川につきましては、一級河川であり、市が管理する河川ではない状況でございます。基本的には、国が管理する河川です。実態的には、県が管理する訳ですけど。そのような一級河川につきましては、樹木を植えるにあたっては、いろいろな規制がございます。そのようなことを行うにあたっては、いろいろな許可を取る必要がある中で、いろいろと過去からそのようなお話がありますので、県といろいろ調整や協議をした部分がございますけど、基本的にはそのような樹木は植えないでくださいという回答を貰っています。それは何故かと言いますと、河川本来の水を流す機能を損なう可能性があるとのことで、駄目だと回答を頂きました。そのようなことで、市内の神崎一帯の一級河川については、そのような樹木の植栽というのは、現段階では厳しい状況であることだけは付け加えさせていただきます。

会長 どうぞ。

委員 今、事務局からお話を紹介頂いて、確かに現段階での県の見解はそのような状況だと思います。国でも、河川法の改正で、もともと治水があって、利水があって、1997年に環境が入ってきて、その枠組みの中で国交省が関東エコロジカル・ネットワークと言い出したのも、それは地域の環境の中で、ただ排水として流すだけではなくて、地域の環境を良くしていくと。そのようなことも積極的に考えていきたいと思いますという流れの中であって、確かに現状で県の担当の方が、そのような見解を示されていることはあると思いますが、絶え間なく地域の環境を良くするための資源として、河川敷とは公有地ですよ。私有地ではないので、そのような見解を国なり、県からうまく引き出して、川の中

だけで治水をみるのではなく、流域の浸透性を良くするとか、何とか河川敷の有効活用が考えられるのではないかと考えています。

すみません。たまたま一昨日、コウノトリの件で会議がありまして、利根川とか江戸川、堤防の中の高水敷とって、河川敷ですが、そこを従来であれば、全く治水としてのみ考えていたけども、ワンドを作ったりとか、そのような形で環境を良くしていく。そのような場合によっては、樹木も許容すると。確かに大洪水の時に、樹木が河川内、河道内にありますと、それが障害となって、堤体を決壊することがあって、それが樹木を植えることに対する治水、国土を守る立場の皆さんからすると、そのような見解だけど、一律ではなくて地域の特性を見ながら、過去の洪水決壊がないところであれば、そういうところも許容するとかという形の柔軟性は、これからもっと考えてみても良いかなと。そのような雰囲気、国でもあるので、県の人たちも地元からの絶え間ない要望、何故今井は支流されていて、神崎が許されないのか、みたいなことは、多分その当時の行政担当者の考えもあったのかと思いますが、今、県がこうだからというのは、確かにそういうお答えはあると思いますが、いくらでも考え方によっては、精密な計算に基づいて、どれ位まで大丈夫だとかということとは可能じゃないかと。

事務局 河川管理者の考え方ですよね。金山落しの部分につきましては、当初の管理は土地改良区で管理しておりましたので、担当の区画整理を行った組合で管理をしていますので、桜を植えることは行政と土地改良区において検討した中で、どちらがベターか把握していませんけど。基本的には恐らく改良区、もしくは周辺住民の人達が植えたのではないかということが概ねの解釈で、自分達が管理している市道に自分達が植えることには、何ら問題はない。ただし、神崎と二重については、一級河川という状況の中で、委員さん御存じのとおり、流水の阻害、治水という考え方からすると、今は駄目、もう1つ障害になるのはそのようなところについて関係を良くして皆さんが集まる、憩えるという部分で非常に良いだろうと思いますけど、周辺にはまだ農地がございまして。その樹木が大きくなることによって、日陰が発生することで、作物の発育に影響が出てくる。それと、人が集まることによって、大変残念なことになります。ここにお集まりの方々は、そのようなことはないと思いますが、ごみを捨てていく人がおる。現在でも、金山落しの桜の時期には、周辺の水田に缶、瓶、ペットボトル、そのようないろいろなごみが捨てられて、多くの方が困っているという状況がございまして。周辺農地を所有している農家の方が、自分でそのようなごみを拾って片付けて頂いている状況です。そのような観光地を作るにあたって、いろいろと調整をした中で進める必要があるのかなと考えております。早急にすぐ出来るというものではないのかなと判断しております。

会長 いろいろ御質問がまだあろうかと思いますが、時間の関係もございまして。一応、①と②につきまして、これで御質問等は打ち切らせて頂き、次に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 了解。

会長 どうもありがとうございます。次に、実行計画ですか、（２）の白井市地球温暖化防止対策実行計画の進捗状況について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 （各配布資料により説明）

会長 どうもありがとうございました。ただ今、地球温暖化防止対策実行計画の進捗状況の御説明がございましたけど、御意見あるいは御質問等がございましたら、どうぞ。

委員 学校や公民館等の施設に対して、今後、太陽光発電等の設備を入れる計画等はないのでしょうか。

会長 要するに、公的施設に対する太陽光発電の設置ですね。

事務局 公民館等につきましては、改修にあたって、そのような計画があると聞いてございます。ただ、どこのケースということは分かりませんが、今後の計画の中では、太陽光発電等を活用した改修を入れて実施するという計画はあるようです。ただし、学校等については、まだそこまでは把握しておりません。

委員 白井中学校は、既に太陽光発電を設置していましたよね。やっぱり、子供達が先程の最初の説明によると、住宅の太陽光発電システムの設置費補助金のことが出ていましたが、見えるところでの電気の発生と使用というのは、意識の問題で随分違う面があると思います。なので、それこそ小さい頃から、皆が見える場所でそのようなものがあると、今度各家庭に帰った時にもその意識がやっぱり持てると思います。なので、公共の場でそのようなものが利用されているところを目標とか、指標となって、そのような設備が多くなされていると、それに追随してじゃないですけども、広がっていく可能性が十分にあると思われれます。是非ともそのような方向に行って貰えると、ありがたいと思いますので、ちょっと前に戻って申し訳ないですけど、この最初の説明の時に、住宅で補助金が出ていましたが、これは予算に対しては満額、定数枠一杯でしょうか。それとも、予算を立てたのに、そこまでは申請が出されていないのか。

事務局 まず、予算については、平成２２年から２４年の３カ年については、当初予算よりもオーバーしましたので、補正を組みまして増額をしておりますという状況でございます。

委員 ということは、やっぱり市民の人達の意識は高いということですね。そういう意味において、市の設備も予算がある限りというか、お金の問題はありますが、是非ともその方向に向けて、整備して頂けるとありがたいと思います。

会長 学校に対して、何かそのような積極的な施策は。私、この前、教育委員会にお話をお伺いしたところ、平成２７年度までは耐震の関係で予算が使われるので、そこまではなかなか回らないので、平成２７年度以降は、積極的にやっていきたいという感覚は持っているということです。これは、個人的な話で頂きましたけど、そのようなことも環境課では把握しておられるのでしょうか。

事務局 小中学校の耐震と大規模改修ということで、太陽光を入れてあるのは市内で１小学校と１中学校、白井第二小学校と白井中学校に太陽光発電が入れてあり

ます。そのような中で、何故その後の大規模改修、耐震改修に合わせて整備しなかったかという部分では、議会の中でも費用対効果という部分がいろいろと議論されまして、そのような部分で、費用の割にはそれほどの効果が得られないということで、それ以降の太陽光発電を整備しなかったという経緯がございます。ただ、平成23年頃から、売電価格が変わりましたので、そのようなことを踏まえますと、今の話だと10年で元が取れるという話もありますので、そのようなことから、太陽光発電の施設整備については、いろいろな場面で費用対効果も含めて、改修に合わせて検討していくということです。方針としては、先程も説明したように、公共施設の改修に合わせて太陽光発電施設の整備も合わせて検討するという方向ではおりますので、今後、小中学校でもいろいろな補助制度を見ながら、整備していくのではないかと考えております。

会長 どうもありがとうございます。その他、どうぞ。

委員 この(2)の資料ですが、ガスの排出量が、平成20年度から24年度に対して減ってきております。それから、平成26年度も、ある一部では達成出来るのではないかと見ていますが、この結果は結局、A重油は3万8,000リットルが2万7,000リットルになったと。これが、非常に都市ガスに変わったのではないかと。これが、非常に排出ガスの抑制に寄与したのではないかと思います。これを平成26年度にするためには、都市ガスに変えていくと、A重油をどんどん減らしていくということが一番良いのかなと思って、資料を見ているのですが、そのような計画はありますか。

会長 どうぞ。

事務局 この件につきましては、先程も太陽光のところでもありましたけど、小中学校の大規模改修をする際のA重油等から都市ガスと、そういう形での切り替えを順次やっているところでございます。

委員 これからも、まだ大分やっていくとか。

事務局 はい。まだ、大規模改修はやっていきますので。

委員 達成は、A重油が減っていくかもしれない。

事務局 そうです。

委員 ありがとうございます。

会長 温対に対するコメント、手法について何かございますか。

委員 基本的には、こういう形で効率の良いものに置き換えていくということと、燃料の種類によって排出の仕方が変わってきますから。そこも含めて、このような方向で地道にやっていくしか、基本的にはないだろうと、短期的にはそうですね。

会長 ありがとうございます。その他、はい、どうぞ。

委員 温暖化防止対策として、燃料の種類を変えていく、効率を良くするということと、太陽光発電等の自然エネルギーを使いますというのが対策で、気になっているのは、メガソーラーとかいろいろな農地とか林地を伐採してとか、大規模なソーラー発電をするということが、駆け込みでかなり来ています。近隣で

は、柏市の端っこに白井市から見えるところにありますし、我孫子市では、それを活かした戸建て住宅の開発があるという話も聞いたり、茨城県ではかなりそれが目白押しだったりというのがあります。建前としては、温暖化防止という点では良い話ですけど、自然環境の保全という観点からすると、対立する開発にもなりますので、そのような話が白井市にどれ位来ているのかということが気になりますけど、そのようなところは把握されておりますか。

会長 はい、どうぞ。

事務局 メガソーラーについては、そういう話は環境課には来てございません。

会長 はい、どうぞ。

事務局 メガソーラーについては、基本的に許可は必要ないです。建築物でも工作物でもないの、非常にそういう点では、農地にやる場合は農地転用というのが必要なので、その許可だけです。だから、行政サイドで指定が出来るというのは、農地にやる場合、農地の許可を取るだけで、基本的にはそのような許可をおろさないということはまずないです。御存じだと思いますけど、行政サイドでは基本的には、許可ありきの中で条件を付けての許可になりますので、許可をおろさないということはまずないというのが、今の状況です。

ただ、白井市の場合は、もしそのような相談があると、都市計画の宅地開発の方に打診で来る位なもので、そのような打診が現在はありません。以前、御存じかと思えますけど、京葉ガス㈱で行った部分について、このようなことをやりたいけど、何か許可が必要ですかという相談があったということはありません。その後、そのような空き地を使ってのメガソーラーもしくはソーラー発電についての事前相談というのは、その後はないです。そのような状況です。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

一応、これで打ち切らせて頂いて、次に白井市除染実施計画の進捗状況について、事務局より御報告をお願いします。

事務局 (各配布資料により説明)

会長 ありがとうございます。除染実施計画の進捗状況につきまして、御説明がございましたけど、御意見、御質問等。はい、どうぞ。

委員 先日、朝日新聞だと思えますけど、松戸市と我孫子市は、この除染の費用が国の負担になっている。ところが、白井市は国の負担ではなく、市でやっているということだったので、その確認と、もしやられていないとすれば、どのような理由でやっていないのかということをお聞きしたいと思います。

会長 費用の負担先はどういうことなのかという御質問だと思います。事務局、いかがですか。

事務局 1点目の朝日新聞で出ている国の補助金を頂いて100%近くやっている市町村と、白井市は国の補助金を受けてやっていないという形が出ておりましたが、除染に要する経費については、本市でも国の補助金は受けております。補助金は頂いておりますが、ただ補助金の出どころですか。除染に係る経費については、環境省の補助金で、あとその他の松戸市、我孫子市とか、頂いている

自治体については、環境省もありますが、特別災害区として手を上げていますので、総務省管轄の補助金を頂いております。その差を細かく言うと、環境省については、当該年度の除染に係る費用しか対象としない。総務省については、さかのぼりの費用も対象ということで、違いがあります。ただし、国の補助金は頂いて、市は財源としての確保はしているところでございます。

委員 何故、特別災害区には白井市はならないのですか。汚染の度合いというのは、あまり変わらないと思いますけど。

事務局 大きな災害がなかった。3月11日の東日本大震災の時、他の市町村は例えば、我孫子市や松戸市ですと、液状化等がありましたけど、白井市はそのような災害がなかったということです。そのようなところで、まず大きな総枠の中で、災害があったのか、ないのかというところで判断されました。白井市は大きな災害がなかったところなので、放射能に係る除染の分だけしか補助金を頂いていないということでございます。

会長 その他、どうぞ。

委員 この放射能の関係につきまして、私は小学校の生徒に自然観察をさせている訳ですが、当時、父兄が木の実を触らせてはいけない。葉っぱも触らせてはいけない。観察というのは目で見せてやれと言われて。それほど、厳しくお父さんやお母さん達は注目していましたが、その後です。平成23年11月の観察会から、市へ相談しまして、環境課から放射能の測定器があるから、それを使ってやってくれと言われて、現在もやっています。たまたま、今月の15日に小学校の観察会をやって、測定器を使いましたが、ほとんど白井市の場合、私どもは児童公園、池の上小学校の目の前にある、あそこの中を全部くまなく測定機を使って放射能を測定して安全を確かめてから、子供達に実を拾わせたり、葉っぱを取ったり、いろいろさせています。たまたま、こんなに時間が経っていても、側溝、雨が降ると水が側溝に流れます。そのようなところに落ち葉が、側溝の上ののっています。そこを行きますと、0.23、この間も出ましたけど、ちょっと高いかなという感じです。その他は、ほとんど0.11から0.15位ですから、全然問題ないですが、私がもう一つ、柏の手賀の丘で、施設ボランティアをやっていますが、向こうでもいろいろ計ってみますと、柏市の運動公園ですが、そこで0.4は出ております。やはり、あのようなところから比べると、白井市は少ないですが、やはり警戒しなくちゃいけないかなという感じで見守っています。これも今年26年度で、一応放射能の測定機は使わないようにしますが、非常にまだ高レベルの放射能が出ているということが言えると思います。ですから、その辺はやはり注意しないと、大人はどうってことないでしょうけど、お子さんをお持ちの御家庭では非常に敏感に、ちょっとでも高い数字が出ると、ピシッと我々に抗議してきます。ですから、観察会をするにしても、我々が午前中自分達で放射能の値を見て、午後は機械を全部お母さん方に貸して、一緒に計って頂くと。そうすると、自分達が計って、値が少ないと安心しておりますので、まだまだこの問題につきましては、地域

によって、大分差が出て来るかなという感じを受けました。以上です。

会長 御意見としてですね。どうぞ。

委員 すみませんが、知識として教えて頂きたいですけど、除染は土の表面を削り取ってしますよね。

事務局 いろいろなパターンがありますが、一つとすれば、地面の上の枯葉とか、それを除去するために掃き掃除などがあります。それでも駄目な場合は、表面を削り取って除染を行うというパターンがございます。ですから、その時の状況によって行いますので、全て表面を剥ぎ取るとか、そのようなことではございません。その場に行って、測定を行い、基準値を上回った場所でいろいろな除染作業の手法は変わってきます。

委員 たまたま、私は福祉センターを利用していますが、あそこで除染されたのは表面の土を削り取って、それをある一カ所に穴を掘って、そこへ埋められていましたけど、これ今はゲートボール場みたいな形で使われているところですが、何年かして、もし建物でも建てたりする時に掘り返したらそのままですか。きちんと分かっているならば、そこを掘り返すことはないのかも分からないですが、そのようなことをきちんと把握してやっているのかなと思って。どのような管理をしているのかという疑問に思いますけど。

会長 どうぞ。

事務局 今の話ですが、国の特別措置法に基づく市除染実施計画により、除染したものについては、除染物について量、それから埋設した場所について、台帳にして管理しなければならないというのが定められておりますので、市としては台帳管理をしております。

委員 ありがとうございます。

会長 その他、御意見、御質問等。どうぞ。

委員 すみません。以前から、気になっていますが、西白井複合センターの裏側の駐車場と歩行者用通路の間のグレーチングというか、側溝がありまして。そこに、落ち葉が恐らく震災前からの落ち葉がずっと堆積されています。その放射線を実際に私は、計っていませんが、恐らくその堆積はずっと震災前からのもので、ひょっとすると結構、放射線量が高いのかなと気になっていまして、一度計って、もし高いようでしたら、落ち葉を除去して頂くということは出来ますか。

事務局 一応、測定は。

会長 実際にですか。

事務局 そうですね。実際に測定はさせていただきます。してなければ、一応確認はします。

会長 複合センターについては、市で測定してということで。はい。

委員 興味本位な質問と捉えてしまうといけないですけど、エネルギー政策の問題というのは、温暖化を防止するためには、出来るだけ化石燃料は使いません。しかし、今は国のエネルギーはほとんど化石燃料に依存しないといけない状況

になってきて、この都知事選挙の話題にもなっていますが、市町村の場合にそのようなエネルギー政策にどれくらい影響を受けるかというか、国会で取り上げられていることがあるのかどうか、ということは、若干気になります。

会長 白井市のエネルギー政策は、どのような方向なのかということですか。

委員 これは、一市町村では、どうにもなるものではないと思いますけど。

事務局 エネルギー政策について、議会の方でということですけど、一般質問の中で、議員さんからいろいろな質問が出てくる訳ですけど、原発反対だとか、そのような意見は出てきていません。その国のエネルギー政策についてというような質問もございませんし、ただ今皆さんにお知らせしました再生可能エネルギーに関する市の取り組みはどうですかというような質問はよくございます。その中で、先程説明した太陽光発電システムの補助ですとか、高効率給湯器の補助を行っていますというような発言の中で、それはまだ市民も多くやりたい人はいると思いますので、本来は平成22年から24年度の3年間で終わるつもりでしたけど、今年度25年度も引き続き、あと3年間進めるという方向にしておりますので、現在ではそのような部分でございます。エネルギー政策についての質問等は、今のところないです。

会長 再生可能エネルギーということでの方向性は出ていると思います。また、省エネについても、一生懸命やっておられるような感じはしますので、補助金等もお聞きしますと、千葉県下の多くの自治体よりも白井市は積極的にやっておられるということ、よく評価で聞いております。はい、どうぞ。

委員 ちょっと、前の方に戻ってよいですか。

会長 一応、除染の関係はこれで終わります、今までを含めて、いろいろな御意見なり、何かございましたら。どうぞ。

委員 (1)の白井市第2次環境基本計画の進捗状況についてですが、ここの文章の3行目に、「市民・市民団体・事業者の皆さんがそれぞれの役割を果たしながら、お互いに連携・協力していくことを目的」と書いています。私はこの部分が、実はとても大切なことだろうと考えております。それで、先程の細かいデータについて、個人は市から直接コミュニケーション出来るということがあります。市民団体は、今は目標に対しても少ないという話がありましたが、これは市民団体をまず育てるということ、もっと熱心にやって欲しいと思う訳です。それで、市民団体が行政サービスの至らないところを、市民団体がカバー出来るところはするという格好が、これからの形じゃないかと思っている訳です。それで、市民団体側としてはどうかというと、アイデアを出す人というのは、結構いろいろといます。だけど、その先の行動まで結び付けるという人が、どうしてもそこでしぼんでしまう訳です。それは何故かということ、一つはお金の問題ということがあります。それで、実は市もお金がそんなに潤沢にある訳ではありません。いろいろ話をしてみますと、それは予算がないとか、議会が通らないとか、そのような話が出てきて、私自身もその辺で悶々としている部分もある訳です。

それで、考えて欲しいのは、一つは助成金にはこのようなものがありますということで、市から団体に活動して欲しいというニーズがあると思いますが、まずはその辺をはっきり出して貰い、それに付く予算があるのかどうか。特に、助成金の場合は、結構種類が沢山ありますよね。このようなものが使えるのではないかという後押しをして欲しいと思います。もう一つは、今ファンドの話が大分盛り上がって来ていると思いますが、そのファンドで環境関係にどれだけ使ってもらって良いのか、そのようなところの情報をやはりどんどん出して欲しいと。それで、お互いに共同、協力関係を、もっと発展させていけば、この中の具体的な目標というのが少しずつ達成出来ていくのではないかというストーリーをイメージしております。

会長       ありがとうございます。助成金、補助金は沢山ありますけど、縦割りであって、なかなかどのようなものが全体的にあるのか、分からない。あるいは使い方が分からないと、それをうまく活用する手法等、もっと情報を提供して欲しいという御意見ですが、市環境課としての御意見、それに対するコメントはいかがでしょうか。

事務局     先程も説明の中で話したところですが、市役所内部の関係課、市民団体を活動支援している担当部署もごございますので、その関係課と連携、協力を行いながら、団体数の増加、もしくはお話のありました情報の提供等、市でもやれることは団体の育成支援等に、今後も引き続き取り組んでいきたいと思っております。

会長       市としては、市民活動推進課でそれを積極的にやっておられるということで。情報は公開されていないものがあるのかどうか分かりませんが、なかなか知らない面が多いので、もっと有効に活用出来るようにして欲しいと。是非、よろしくお願ひしたいと思います。その他、どうぞ。

委員       情報の共有ということで、この場で部長を含め、市環境課の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。実は、富士地区の下水道整備工事、整備計画に関しまして、J R A競馬学校の横の神崎川の上流部分です。これは、一級河川ではなく、さらにその上ですので、用水路として市の管理部分ですが、当初そこに沢山のメダカ等の水生生物が住んでいるところを、下水道整備工事ということで、コンクリートの改修工事に関する計画が発表されましたが、私共や地域の方々、その他の市民の皆様のお願ひで、何とかそのメダカの用水路を保全出来ないのかということをお願ひしたところ、市長、環境課、上下水道課、その他御担当の皆様のお英断により、お陰様でその土水路は保全されることになり、新たに別の部分のところを新水路として工事するということをお英断で決めて頂きまして、本当にありがとうございました。これは、印旛沼環境基金の成果発表会でも、県の担当者と報告させて頂きましたので、改めて感謝、お礼申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局     私の方では、確定とは思っておりませんので申し訳ないですが、とりあえず、そこは避けた形で計画を組んで見ようと考えております。そこは避けて、雨水

の処理が出来るのであれば、避けたいと思っております。ただし、それでは足りないということになりますと、多少いじらなければならないという状況がまだ残っておりますので、議会の答弁もさせて頂きましたけど、極力そちらだけで対応する方向では考えていますけど、実施計画を作って見ないと何とも言えない状況です。それを、今年度、来年度において作っていきます。その状況を見て、担当サイドは恐らく大丈夫だろうという話はしておりますけど、それもやはり詳細の設計等を組んで見ないと、何とも言えない部分があります。今の段階では、一切いじりませんということはいえない状況ですので、極力そのような方向で進めていきたいという状況でございます。

会長 どうもありがとうございます。いろいろと前向きの姿勢で取り組んで頂いておりますので。

委員 はい、是非お願いしたいと思えます。

会長 その他、何か御意見なり、御質問等ございましたら。どうぞ。

委員 先程、再生可能エネルギーの予算ということで、3年間は継続するという形でお話を頂きましたけど、それでよろしいですか。3年間継続ですか。

事務局 はい。平成25年度、26年度、27年度の3年間と、その通りです。

委員 あと、太陽光発電ですけど、先程農地を転用して太陽光発電を進めていくというお話もありましたけど、許可がすぐ出るのか、出やすいというお話なのかなと思いますけど。例えば、農地をわざわざ転用しなくても、農地をそのまま利用した形で、太陽光発電というの也被考えられるのかなと思いますけど。そのようなところはどのようにでしょうか。わざわざ、農地を減らしていくのは。

会長 どうぞ。

事務局 市の施策として、農地にメガソーラーもしくはソーラー発電施設を整備して、進めていくということはありません。それは少し誤解です。政策として、そのようなことを進めていくということはありません。農地にそのようなものを作る場合、許可がおりやすいという訳ではございません。基本的には、いろいろな法律があって、規制はされていますけど、このような場合は駄目でも、このような場合はオーケーですというものが、規制の法律の中ではあります。そのような許可の要件に合致すれば、許可はおりますということですので、簡単におけるといってはいけません。だから、許可要件に合致すれば、許可がもらえるということになります。

委員さんが、どのような状況で考えているのか分かりませんが、農地を農地として使いながら、ソーラー発電が出来るのかというと、どのような状況なのか何とも言えませんが。通常、農地を農地としてということになりますと、その下で農産物を作る訳ですので、直射日光が当たらずとも出来る農産物があるのであれば、それは可能かもしれませんが、通常、直射日光が当たって、光合成が出来て、良い作物が育つという状況になると思いますので、上にソーラーを作って、下は農地として耕作しますというのが、可能であれば、それはそれで問題はないと思いますけど。ただし、その場合でも、そのような上に何

かを作る訳ですので、そのような場合には農地法の許可は何かしら必要になってくると思います。そのような上に作った場合、建築基準法ですとか、都市計画法ですとか、いろいろな法律が絡んでくる場合もあります。それは許可が取れば、問題はないので。建築基準法というのは耐震関係がほとんどで、都市計画法は市街化調整区域のそのような建築物、工作物を建てる場合の許可になります。どのようにやるのかによって、今まで関係がなかった法律が関係する可能性もあります。その都度、このようなものはどうかということで、相談して貰った方が良くかなと思います。

会長 そのような方法が可能であれば、推進したいということです。

事務局 今のところ、ソーラー発電については、戸建て住宅もしくは集合住宅の対応でございますので、基本的にメガソーラー、もしくはメガソーラーまでいかない大規模のソーラー発電施設に対する補助というのは、今のところ考えておりません。それは何故かと言いますと、基本的にはそこは営利を目的とした、売電を目的としたものだと考えますので、それは自前で整備をして貰うと。我々がやっております住宅の発電というのは、そのような部分で自前の電気の利用という部分も含めた中で地球温暖化防止の一環として、市民が設置する費用の一部を補助するという考え方でございますので、そのようなメガソーラーですとか、大規模ソーラー発電に対する補助というのは、今のところ考えておりません。以上です。

会長 どうもありがとうございます。時間も迫って参りましたので、これで平成25年度第1回白井市環境審議会は終了させて頂きたいと思っております。よろしいでしょうか。

委員 了解

会長 それでは、これにて平成25年度第1回白井市環境審議会は終了させて頂きます。皆さん、ご協力ありがとうございました。